

# 被扶養者の要件についてご確認ください！

被扶養者になれるのは、配偶者、子、父母など3親等内の親族で、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に限られます。また、配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族については、組合員と同一世帯に属する（同居する）ことも要件のひとつです。

また、「主として、組合員の収入により生計を維持する者」とは、次にあげるような要件を満たしている場合をいいます。

## 被扶養者の認定日について

被扶養者の認定は、被扶養者の要件を備えた日からとなりますが、その事実の発生日から30日以内に届出が無い場合は、届出のあった日が認定日となります。

## 被扶養者の取消日について

被扶養者の取消は、その申告日にかかわらず、被扶養者としての要件を欠くこととなった日となります。取消の申告が遅れて、遡及して取消となった場合、取消日以降に共済組合が給付した医療費等については、全額返還していただくこととなりますので、十分ご注意ください。

遡及して取消となるケースで、一番多いのは、被扶養者の収入が基準額を超えることによる取消です。被扶養者の収入については、年間収入のみでなく、月額についても常時把握しておいてください。

## 被扶養者の収入の範囲について

### 1 給与収入について

手当等を含むすべての収入をいいます。

収入確認に必要な書類・・・所得証明書及び源泉徴収票、雇用証明書等

### 2 事業収入や農業収入等について

給与収入の場合に総支払額を収入としているので、事業収入等についても同様の観点で算定することになります。ただし、その収入を得るために明らかに必要となった最小限の経費のみを控除することとしています。経費として認められるものは、例えば、水光熱費や通信費、修繕費、消耗品費などです。また、広告宣伝費や給料賃金、地代家賃などについては、原則としてかかった費用の2分の1を経費として認めています。

収入確認に必要な書類・・・所得証明書、確定申告書及び収支内訳書（損益計算書）の写し

### 3 年金収入について

所得税法上非課税となる遺族年金や障害年金も全て収入に含まれます。

また、個人年金も収入に含まれます。

収入確認に必要な書類・・・所得証明書及び最新の年金裁定通知書（写）又は年金支払通知書（写）等

### 4 その他の収入について

被扶養者の収入算定対象となる収入とは、生計費に充てるすべての収入が対象となり、傷病手当金や雇用保険の失業給付、利子所得、配当所得なども収入に含まれます。ただし、一時所得は含みません。

収入確認に必要な書類・・・所得証明書及びその収入が確認できる書類

## 被扶養者の収入限度額について

年額130万円（月額108,334円）未満となっています（雇用保険の失業給付については、給付日額が3,612円未満）。ただし、60歳以上で公的年金を受給している方又は、障害の年金を受給している方については、年額180万円（月額15万円）未満となっています。（表1参照）

また、この額は、暦年における年間収入額ではなく、収入に変動のあった時点から向こう一年間の収入額を指しています。

（表1）被扶養者の収入限度額

被扶養者の状況	収入限度額			その他
	年額	月額	その他	
60歳未満で障害年金受給なし	1,300,000円	A	* 主として組合員の収入により生計を維持されていることが前提です。	
60歳以上で公的年金受給なし	108,334円	A÷12ヶ月		
60歳以上で公的年金受給	1,800,000円	B		
60歳未満で障害年金受給	150,000円	B÷12ヶ月		

\* 給与収入の場合、収入月額で判断し、雇用保険の失業給付の場合は、日額（130万円÷360日＝3,612円）で判断します。

## 従業員のある事業主について

事業収入が収入限度額未満であっても、従業員等に収入限度額以上（130万円以上）の支払いを受けている者がある場合は被扶養者としません。（事業主本人が組合員の扶養を受けていながら、従業員については生計を成り立たせるような賃金等を支払っているケースでは、その事業主を被扶養者として認めていません。）

## 被扶養者要件の「同一世帯に属する」とは

被扶養者のなかで、組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹を除く者については、「組合員と同一世帯に属する」ことが要件の一つとなっています。

この「組合員と同一世帯に属する」とは、組合員と同居している場合をいいます。同居とは、同じ家の中に一緒に住んでいることをいいます。

同じ建物で別々の階に住む「二世帯住宅」や、同じ敷地内の別々の住宅で別々に生活している場合は、原則として「同居」していることになりません。

## 組合員と別居している実父母への経済的援助の程度について

組合員の経済的援助の程度は、親の総収入の2分の1以上かつ5万円以上（2名の場合は8万円）の仕送りを毎月行っているときに扶養をしているものとみなします。この経済的援助の範囲は、原則として手渡しではなく、金融機関等からの通帳振込によるもののみとします。また、年1～2回の送金では、その送金額の合計が基準を超えていても、毎月の安定した経済的援助と判断されない場合があります。

## 父母の収入合算について

父母の認定では、夫婦の扶助義務の観点から、例えば夫婦の一方が収入限度額未満の収入であったとしても、双方の収入を合算したときに社会常識からみて夫婦（父母）が十分生活保持できると考えられる場合は、被扶養者としません。（表2参照）

（表2）父母世帯の収入限度額のめやす

父母の状況	父母世帯の収入限度額
父母ともに60歳未満で障害年金受給なし又は60歳以上で公的年金受給なし	208万円未満
父母の片方が60歳以上で公的年金受給又は60歳未満で障害年金受給 他方が60歳未満で障害年金受給なし又は60歳以上で公的年金受給なし	248万円未満
父母ともに60歳以上で公的年金受給又は60歳未満で障害年金受給	288万円未満

●父母世帯の収入限度額は、通常の収入限度額の80%で算出しています。この割合は、人事院の標準生計費や生活保護基準を基にしており、社会情勢などにより変動することがあります。

## 認定対象者が共済組合の組合員や健康保険の被保険者である場合

被扶養者となったまま他の健康保険に加入しているときは、被扶養者の取消しが必要です。

パートタイマー等の場合に、雇用先の健康保険の被保険者となっていることがありますのでご注意ください。また、法人の役員は、社会保険の強制適用であるため、被扶養者にはなりません。

## 組合員が他の者と共同して同一人を扶養している場合

組合員が配偶者等と共同で同一人を扶養している場合の認定申告では、その家計の実態や社会通念等を総合的に勘案して判定します。主たる扶養者の判定の過程では、原則として世帯主であることや夫であることを考慮することなく、収入の多寡によるものとし、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とすることを原則とします。（当該組合員の年間収入が他の者より1割程度以上高額または同程度のとき、当該組合員を主たる扶養者とします。）

## 生計維持について

被扶養者の生計費が、組合員世帯の一人当たり生計費を上回る場合は、主として組合員の収入により生計を維持するものとして考えにくく、この場合、被扶養者として認定できないことがあります。

## その他

状況によってはここに示したものの以外の要件で、主たる扶養者が組合員であるかどうかの判断をする場合があります。ご了承ください。